

消費税増税に関連する適正な表示等の在り方

タイヤ公正取引協議会
2013年10月16日
2013年12月6日一部改訂



はじめに

当初予定されていましたが通り、消費税は、2014年4月1日より8%に引き上げられることになりました。この増税が円滑かつ適正に転嫁されるため、2013年6月5日、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下「特別措置法」)が成立し、同法において、(1)特定事業者による転嫁拒否等の行為の禁止、(2)転嫁を阻害する表示の禁止、(3)税抜表示を行うための特例措置、そして(4)転嫁及び表示カルテルの条件付き許容につき規定されています(法律は本年10月1日から2017年(平成29年)3月31日までの時限効力)。

一方、増税時における価格改定、値札差し替え準備等の事業者の負担に配慮するため、消費税別途(外税)での価格表示を同法で時限的に認容しているため、一部報道等でも報じられています通り、消費税込と消費税別途の価格表示が事業者毎に異なることによる消費者に混乱が生じることが懸念されています。

今般、タイヤ公取協は、タイヤ業界における法遵守の観点から、同法の概要を解説します。また、業界内における推奨すべき価格表示の在り方(「消費税増税に関連する適正な表示等の在り方」)を公表することにより、タイヤ業界に対する消費者の信頼を損なわないように努めます。

なお、転嫁及び表示カルテルを締結するかどうか検討しておりましたが、各事業者及び業界内にこの「消費税増税に関連する適正な表示等の在り方」を周知することに努め、また、各事業者において転嫁、表示への取組活動を事前相談などを通じて支援することで、適正化を果たせると判断し、今回の増税に当たっては同カルテルの締結は見送ることに致しました。

1 「転嫁を阻害する表示」のご注意

「特別措置法」では消費税が円滑に転嫁されるために、消費税分を値引きする等の宣伝・広告を禁止しています。次のような表示は同法違反となりますのでご注意ください。

阻害表示例1：「消費税は転嫁しません」

阻害表示例2：「消費税は当店が負担しています」

阻害表示例3：「消費税8%分(3%)還元セール」

阻害表示例4：「消費税相当分の商品券を提供します」

一方、消費税といった文言を含まない表示については、宣伝・広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示とはなりません。

原則問題ない表示例1: 「春の生活応援セール」
原則問題ない表示例2: たまたま消費税率と一致するだけの「8%値下げ」

2 タイヤの表示価格の基本的な在り方(1) (推奨する価格表示)

消費者は従来の消費税込(総額)表示に馴染んでおり、かつ、あくまでも消費税別途(外税)表示は値札等改訂の事務負担への配慮のために一時的に認められているのであって、準備完了後は速やかに消費税込(総額)表示に戻すことが望ましい、との法の趣旨に基づき、会員各位は、あらかじめ準備を行い、2014年4月1日の増税時には店頭価格表示、チラシ広告、インターネット広告など各種媒体において、消費税8%の税込で計算された価格で表示するよう努めて下さい。

2-1 推奨する価格表示方法 【税込(総額)表示】

税込価格(総額)で表示し、併せて、この価格が税込であることを明りょうにするため「(税込)」と付記して下さい。表示パターンは次の「推奨例1」~「推奨例4」のいずれでも構いません。

推奨例1: 155/65R13 1本 10,800円(税込)

推奨例2: 155/65R13 1本 10,800円(税抜10,000円)

推奨例3: 155/65R13 1本 (税込)10,800円(10,000円)

推奨例4: 155/65R13 1本 (税込)10,800円(税抜10,000円)

2-2 推奨例を表示する際のご注意

2-2-1 推奨例1で表示する際の注意

税込価格表示の場合で「税込」と付記していない、または「税込」の文字が見づらい場合でも、法的には問題とはなりません。消費税率値上げ時には、消費者が混乱するのでこれを避けるため、税込価格である旨を、文字サイズであれば10,800円の文字サイズの1/2以上又は8ポイント以上のいずれか大きい方にしたり、着色、下線を引く、枠囲みにして目立たせるなど出来るだけ明りょうに表示して下さい。

不適正例1： 155/65R13 1本 10,800円

2-2-2 推奨例2～推奨例4で表示する際の注意

税抜価格を併記する場合において、あえて税抜価格を大きく目立たせること等によって税抜価格を、税込価格であると誤認させるような場合は、不当表示のおそれがあるので注意が必要です。

不適正例2： 155/65R13 1本 (税込10,800円) 10,000円

不適正例3： 155/65R13 1本 税抜 10,000円 (税込10,800円)

2-3 個々の価格表示において「税込」と付記することが困難である事情がある場合の表示方法

店舗での数多くのプライスカードや、チラシ広告等での多数のサイズ数を掲載しているなど個々の価格表示において一つ一つに「税込」と付記することが困難である事情がある場合は、例えば、店頭、チラシ広告等において、消費者が容易に視認出来る位置に大きな文字サイズで「当店の価格は全て税込価格となっています」等といったアナウンス表示・掲示がなされていれば、個々の価格に「税込」と付記されなくても原則問題ありません。

◎店頭等：

例えばラック毎に「当店の価格は全て税込価格となっています」等との告知を掲示して下さい。（整備料金表示の掲示と同じ考え方）

◎チラシ広告等：

店舗名記載の近傍や、タイヤ紙面、タイヤコーナーなどに「価格は全て税込価格となっています」等と、大きな文字サイズ、色使いなどで消費者が容易に目につくように表示して下さい。

2-4 増税後も一時的に使用する印刷物であるが、増税前なので税率(5%)で表示する場合の注意

消費税増税日をまたぐセール期間のチラシ広告や、メーカー希望小売価格を記載しているカタログ等に記載されている税込価格は、その作成配布時期においては消費税5%、2014年4月1日以降は8%になります。

このようなケースでは、あらかじめ、5%、8%の両税率での税込価格を併記するのが望ましいですが、表示スペースの制約上の問題がある場合は、例えば「消費税5%の税込価格で表示しています。2014年4月1日以降の税込価格は新税率8%で計算されますのでご注意ください。」等の注記が付記されていれば原則問題ありません。

原則問題ない表示例： 155/65R13 1本 10,500円

*(注記に)「消費税5%の税込価格で表示しています。2014年4月1日以降の税込価格は新税率8%で計算されますのでご注意ください」等との付記されている。

2.5 止むを得ない事情で一時的に旧税率(5%)で表示する場合の注意

POPの差し替え等が時間的に間に合わない場合などにおいて、旧税率(5%)で表示し増税分(3%)は「別途」又は「含まれていない」等の旨の表示で一時的に対応することも出来ますが、その場合は、消費者が容易に視認出来る位置に大きな文字サイズで例えば「旧税率(5%)に基づく税込価格を表示している商品については、レジにてあらためて新税率(8%)に基づき精算させていただきます」や「店内表示価格は旧税率(5%)で表示されています。恐縮ではございますがレジにて改めて新税率(8%)にてご精算させていただきます」といったアナウンスが掲示されていれば原則問題ありません。

原則問題ない表示例： 155/65R13 1本 10,500円

*(ラック毎に)「店内表示価格は旧税率(5%)の税込で表示されています。恐縮ではございますがレジにて改めて新税率(8%)にてご精算させていただきます」等とのアナウンスが掲示されている。

3 タイヤの表示価格の基本的な在り方(2) (税抜で価格表示する場合の注意)

適正な価格表示として、公取協は、消費税込(総額)を推奨しますが、一方、価格改定等の事務負担への配慮のため一時的に消費税別(外税)で表示することは可能です。ただし、その場合は、消費者の誤認を生じさせないよう次の表示方法で表示されるようお願いいたします。

なお、価格改定等の準備が終了したら、速やかに消費税込(総額)表示に戻して下さい。

3-1 消費税別(外税)で表示する場合の方法と注意

消費税別(外税)で価格表示したとき、これを見た消費者が誤って消費税込(総額)であると認識する、または認識するおそれがあるものは不当表示になります。従いまして、消費税別(外税)で表示するときは、少なくとも次の通り、税抜価格表示に併せて、これと同一箇所税込価格を目立つように付記して下さい。なお、(税込10,800円)(税込)の文字サイズは、本来10,000円と同じ大きさにするべきですが、表示スペースの制約があって止むを得ない事情がある場合は、少なくとも税抜価格(10,000円)の文字サイズの1/2以上又は8ポイント以上のいずれか大きい方が望ましいです。

税抜例1: 155/65R13 1本 10,000円(税込10,800円)

税抜例2: 155/65R13 1本 10,000円(税抜)

3-2 個々の表示において「税抜」と付記することが困難である事情がある場合

店舗での数多くのプライスカードや、チラシ広告等での多数のサイズ数を掲載しているなど個々の価格表示において一つ一つに「税抜」と付記することが困難である事情がある場合は、例えば、店頭、チラシ広告等において、消費者が容易に視認出来る位置に大きな文字サイズで「当店の価格は全て税抜価格となっています」等といったアナウンス表示・掲示がなされていれば、個々の価格に「税抜」と付記されなくても原則問題ありません。

◎店頭等：

例えばラック毎に「当店の価格は全て税抜価格となっています」等との告知を掲示して下さい。（整備料金表示の掲示と同じ考え方）

◎チラシ広告等：

店舗名記載の近傍や、タイヤ紙面、タイヤコーナーなどに「価格は全て税抜価格となっています」等と、大きな文字サイズ、色使いなどで消費者が容易に目につくように表示して下さい。

3-3 税抜で表示する際のご注意

次の不適正例のように、税抜価格のみ表示し「税抜」とも付記していないため「税込価格」として誤認を与えたり、(税抜)と付記しているが、あえて(税抜)との文字を小さく表示したり、表示位置を離してたり、また視認しづらい色で着色する表示は不当表示のおそれがありますので注意して下さい。

不適正例4: 155/65R13 1本 10,000円

不適正例5: 155/65R13 1本 10,000円(税抜)

不適正例6: 155/65R13 1本 10,000円

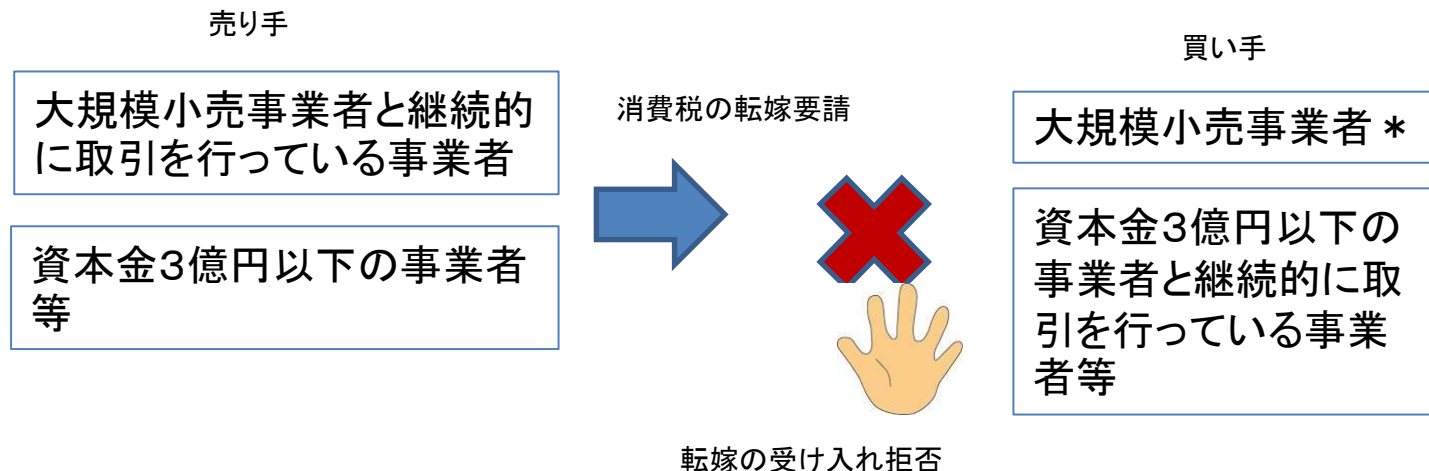
税抜

不適正例7: 155/65R13 1本 10,000円

税抜

4 消費税の転嫁を阻害する行為の禁止 (独占禁止法等違反行為)

次の事業者による消費税の転嫁を拒む行為は法律で禁止されており、これに違反した場合は、公正取引委員会による勧告・社名公表の処分がなされます。



注：大規模小売事業者とは前事業年度における売上高が100億円以上、又は、店舗面積1,500㎡以上の店舗を有する事業者（東京都特別区等においては3,000㎡以上）。

買い手側による禁止されている行為は次の通りです。

(1) 減額

本体価格に消費税分を上乗せすると約束していたが事後的に消費税分(又は増税分)を減額すること

(2) 買ったとき

原材料費の低減等の状況変化がない中で増税分に満たない上乗せ額で価格設定すること

(3) 購入強制、役務の利用強制、不当な利益提供の強制

消費税転嫁を受け入れる代わりに、取引先に商品を購入することなどを強制すること

(4) 税抜価格での交渉の拒否

消費税抜価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること

(5) 報復行為

転嫁拒否をされた事業者が公正取引委員会等に通報したことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引停止したりするなど不利益な取り扱いをすること

詳細な内容、ご不明な点はタイヤ公正取引協議会にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

タイヤ公正取引協議会

TEL03-5695-4051

FAX03-5695-8182

事前相談アドレス jizensoudan@tftc.gr.jp

